

# 令和3年度 認可外保育施設利用料補助金の申請書類について

※提出前に必ずご確認ください。

※この用紙は提出不要です。ご自身の確認にお使いください。

提出書類		確認欄		
① 交付申請書 ※市のホームページ(ページ番号：81536000)からダウンロードできます。		<input type="checkbox"/>		
② 利用中の認可外保育施設に保育料を支払ったことを証明する書類（以下のうちいずれか）		<input type="checkbox"/>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児教育・保育の無償化に係る領収証 ※施設等利用費(無償化)の対象者は必ずご提出ください。</li> <li>・ 利用期間や利用内容、金額がわかる領収証のコピー</li> <li>・ 利用期間や利用内容、金額がわかる契約書 に加えて 料金引き落とし通帳のコピー</li> </ul> <p>※保育料以外にかかる料金（入会金、日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等）については、補助の対象にはなりません。</p>				
③ 幼児教育・保育の無償化に係る提供証明書 ※施設等利用費(無償化)の対象者は必ずご提出ください。		<input type="checkbox"/>		
④ その他必要書類（該当者は以下の書類が必要）				
<b>(1) 仮算定保育料の算定時に多子軽減等を適用するために必要な書類</b> <small>※保育所等の利用申込時に提出している場合は、提出不要です。</small>				
同居する親族が障害者手帳を所持している場合（申込児童含む）	身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳等のコピー	<input type="checkbox"/>		
兄弟が幼稚園・特別支援学校幼稚部・児童発達支援等に在園している場合	在園証明書（令和3年4月1日以降の証明年月日のもの） ※新制度移行の幼稚園は市で在園確認ができるため提出は不要です。	<input type="checkbox"/>		
兄弟が認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む）を利用している場合 ※ベビーシッターは除く。	以下のうちいずれか ・在園証明書（令和3年4月1日以降の証明年月日のもの） ・領収証等、施設へ保育料を支払ったことを証明する書類（令和3年4月1日以降の利用を証明するもの）	<input type="checkbox"/>		
兄弟が保育所・認定こども園・地域型保育事業所に在籍している場合	市で在籍確認ができるため書類の提出は不要です。	/		
<b>(2) 仮算定保育料の階層区分を決定するために必要な書類（全てコピー可）</b> <small>※保育所等の利用申込時に提出している場合は、提出不要です。</small>				
令和2年1月1日時点の住所地在西宮市内	<b>事前に準備する書類はありません。</b> ただし、市が保有する税資料で令和2年度市民税額が確認できない場合は、市民税の申告が必要となります。			
令和2年1月1日時点の住所地在西宮市外  ※令和3年9月分以降の申請についても、令和3年4月に認可保育所に入所した場合の保育料と比較します。令和3年度中は、令和2年度の課税証明書が必要となります。	<b>状況</b>	<b>提出書類 (保護者全員分の提出が必要です。)</b>	<b>父</b>	<b>母</b>
	給与所得のみ	令和2年度市県民税特別徴収税額通知書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	個人納付	令和2年度市県民税納税通知書（表紙 + 明細）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	海外勤務	平成31年中の収入が分かる書類 (勤務先の給与証明等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
上記以外	令和2年度市県民税課税証明書 ※令和2年1月1日時点に在住の市区町村で発行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
生活保護を受給中の場合	生活保護証明書又は生活保護受給証		<input type="checkbox"/>	

※ 2人以上の児童の申請をする場合、『①交付申請書』『②利用中の認可外保育施設に保育料を支払ったことを証明する書類』『③提供証明書』については、児童ごとに提出ください。それ以外の書類は、1世帯につき1部の提出となります。

※ ②について、保育料とそれ以外の費用が合算されている場合や、複数人分の金額がまとめて記載されている場合には、それぞれの内訳を証明する書類も必要となります。

※ ②③について、利用した施設名または法人名等が明記されている書類が必要となります。

※ ②③について、利用対象期間に該当する書類が必要となります。

※ 申請児童が3歳児クラス以上である、または仮算定保育料の算定上第3子以降となるため仮算定保育料が0円となることを理由として、税資料の提出をしない場合、保育所等の入所選考上において不利になる可能性があります。また、保育所等の入所決定の際には改めて税資料の提出が必要です。

※ 本補助金申請の際に提出した認可外保育施設の領収書等を、別途保育入所課に提出しない場合、保育所等の入所選考における指数への反映が遅れる場合があります。

※ 上記以外の書類の提出を依頼することがあります。